○ふるさと鉾田応援寄附推進事業実施要綱

令和５年６月１６日
告示第　１５８　号

（趣旨）

第１条　この告示は，ふるさと鉾田応援寄附（以下「寄附」という。）の推進を図るとともに，市内産業の活性化に寄与することを目的に，鉾田市へ寄附を行った者（以下「寄附者」という。）に対して記念品を贈呈する，ふるさと鉾田応援寄附推進事業（以下「事業」という。）の実施について，地方税法その他の関連法令で定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の定義は，当該各号に定めるところによる。

（１）寄附金とは，ふるさと鉾田応援寄附金をいう。

（２）地元特産品とは，総務省告示第179号（平成３１年４月１日）５条８号（以下「総務省告示」という。）に規定される地場産品基準に該当するもののうち，次の各号いずれかに該当するものをいう。

イ．鉾田市内（以下「市内」という。）で生産，製造，加工，採取又は栽培されたもの

ロ．市内で提供されるサービス等

ハ．市内で生産，採取又は栽培されたものを主たる原材料として，鉾田市外（以下「市外」という。）で加工若しくは製造されたもの

二．その他，市長が認めたもの

（３）県共通返礼品とは，総務省告示の規定に基づき茨城県が指定する，茨城県共通返礼品のことをいう。

（４）地元事業者等とは，次のいずれかに該当する者をいう。

イ．地元特産品又は県共通返礼品を取扱い，かつ，市内に本社または主たる事業所（作業所等を含む。）を有する法人又は個人

ロ．県共通返礼品を取扱い，かつ，茨城県内に本社または主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人

ハ．市内で生産，製造，加工，採取又は栽培された地元特産品の生産者等より委託を受け，それらの集荷及び発送等を行う法人のうち，市長が認めた者。ただし，当該生産者等が協賛企業である場合を除く。

二．市内で生産，採取又は栽培されたものを主たる原材料として，市外で地元特産品を加工若しくは製造する法人のうち，市長が認めた者

ホ．その他，市長が特に必要と認めた者

（５）協賛企業とは，地元事業者等のうち，この告示に基づく市長の指定を受けた者をいう。

（６）記念品とは，協賛企業が取り扱う地元特産品及び県共通返礼品のうち，事業による寄附者への贈呈を目的としたものであり，かつ，この告示に基づく市長の登録を受けたものをいう。

（７）事務代行業者とは，事業に関する事務を市から受託した事業者をいう。

（寄附の申込み）

第３条　寄附の申込み方法は，次の各号いずれかによる。

（１）ふるさと鉾田応援寄附申込書（様式第１号）の提出

（２）市長が別に指定する，ふるさと納税ポータルサイト等インターネットサービス（以下「指定ポータルサイト」という。）におけるオンライン申請

（３）その他市長が別に定める方法

２　市長は，寄附金の受領を確認したときは，次の各号いずれかの方法により，寄附者に通知するものとする。

（１）ふるさと鉾田応援寄附金受領証明書（様式第２号）

（２）前条第１項及び第２項で指定したインターネットサービスで発行する寄附受領証明書様式等

（公序良俗に反する寄附金の取扱い）

第４条　市長は，寄附金を受入れることが公の秩序又は善良の風俗に反すると認められるときは，当該寄附金の受入を拒否し，又は既に収受した寄附金を返還することができる。

２　市長は，前項の規定により寄附金の受入を拒否し，又は既に収受した寄附金を返還したときは，その理由及び経過を記録しなければならない。

（記念品の贈呈）

第５条　市長は，寄附１回あたりの寄附金額が５千円以上の寄附者に対し，記念品を贈呈するものとする。ただし，寄附者が記念品の贈呈を希望しない場合は，この限りではない。

２　寄附者が，寄附を行った年の１月１日時点において住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている場合は，前項に規定する記念品の贈呈を受けることができない。

（寄附金額の設定）

第６条　寄附金額は，記念品の価格及び記念品の手配に要する経費等を考慮し，市長が設定する。

２　市長は，前項の規定に基づき寄附金額を設定する場合は，当該寄附において進呈する記念品の価格が寄附金額の１０分の３以下となるようにしなければならない。

（寄附金台帳）

第７条　市長は，寄附金の適正な管理を図るため，ふるさと鉾田応援寄附金台帳（様式第３号）を作成するものとする。

（協賛企業の指定）

第８条　協賛企業の指定を受けようとする地元事業者等（以下「申請者」という。）は，ふるさと鉾田応援寄附協賛企業指定申請書（様式第４号）に次の各号に定める書類を添えて，市長に提出するものとする。

（１）誓約書（様式第５号）

（２）申請者の住民税又は法人住民税の納税証明書等

（３）申請者の紹介文書又はパンフレット等

（４）その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の規定に基づく申請があった場合はその内容を審査し，協賛企業の指定又は不指定を決定するものとし，審査の結果についてふるさと鉾田応援寄附協賛企業指定決定（不決定）通知書（様式第６号）により申請者に通知するものとする。

３　市長は，前項で定める審査において，申請者又は申請内容が次に掲げる各号いずれかに該当する場合は，協賛企業への指定を認めないものとする。

（１）申請者が，鉾田市暴力団排除条例（平成２３年１２月９日条例第13号）第２条第１号に規定する暴力団，同条第２号に規定する暴力団員，同条第３号に規定する暴力団員等である場合

（２）申請者に，市税等の滞納がある場合

（３）市及び事業のイメージを損なうことが明らかである場合
（４）その他，市長が不適切と認める場合

（協賛企業の責務）
第９条　前条の規定により協賛企業の指定を受けた者は，次の各号について遵守しなければならない。
（１）市及び事業のイメージアップに努めること。
（２）事業の実施にあたっては，本告示及び市長の指示に従うこと。
（３）記念品の計画的な製造等及び品質保持並びに安全性確保に努めること。
（４）記念品の受注，発送並びにその他寄附対応については，真摯に，かつ，遅延なく行うこと。
（５）協賛企業並びに記念品の登録内容に変更が生じる場合及び記念品の計画的な製造等が困難になった場合は，速やかに市長に報告を行い，その指示を受けること。
（６）自身の瑕疵又は自身が取り扱う記念品の不良等により第三者に損害を与えた場合は，これに対する全責任を負うものとし，真摯に，かつ，適正に処理すること。また，当該損害及び処理の内容について，書面により速やかに市長に報告をおこなうこと。
（７）記念品の受注及び発送等に関する書類一式について，１年間保管すること。
（８）市より，収納状況確認のため納税証明書等書類を提出する旨指示があった場合は，速やかにこれに応じること。また，担当課が市税等収納状況照会を行うことに同意すること。

（委託の禁止）
第 10 条　協賛企業は，事業の実施に関して第三者に委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，事前に市長の承認を得た場合はこの限りではない。
２　協賛企業は，事業の実施に関する自社の権利及び義務を第三者に譲渡し，又は継承させてはならない。ただし，事前に市長の承認を得た場合はこの限りではない。

（協賛企業の指定取り消し）
第11条　市長は，第８条の規定により指定した協賛企業について，次の各号に該当する場合，その指定を取り消すことができる。
（１）本告示の規定に反した場合
（２）本告示に基づく申請の内容に虚偽があることが判明した場合
（３）市及び事業のイメージを損ねた場合
（４）協賛企業より，ふるさと鉾田応援寄附協賛企業指定辞退届出書（様式第７号）の提出があった場合
（５）市税等の滞納がある場合
（６）その他，市長が協賛企業の指定を取り消すべきと判断した場合
２　市長は，前項の規定により協賛企業の指定取り消しを決定をした場合は，ふるさと鉾田応援寄附協賛企業指定取消通知書（様式第８号）により，当該協賛企業に通知するものとする。
３　前項の規定により協賛企業の指定の取り消しを受けた地元事業者等は，自身が取扱う地元特産品及び茨城県共通返礼品（以下「商品等」という。）について，記念品として周知，出品及び販売してはならない。ただし，協賛企業の指定の取り消しを受ける以前に受注していた記念品の取り扱いについては，協賛企業の責務に基づき処理するものとする。

（記念品の登録）
第 12 条　商品等について記念品の登録を受けようとする協賛企業（以下「記念品登録申請者」とい

う。）は，ふるさと鉾田応援寄附記念品登録申請書（様式第９号）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出するものとする。

（１）商品等の紹介文又はパンフレット等資料

（２）商品等の写真又は写真撮影用の商品サンプル等

（３）その他，市長が必要と認める書類

２　前項の規定に基づく申請に要する様式等は，指定ポータルサイトにおいて各サービス提供者が指定する様式等により代えることができる。

３　市長は，前２項の規定に基づく申請があった場合はその内容を審査し，記念品の登録を決定又は不決定するものとし，審査の結果についてふるさと鉾田応援寄附記念品登録決定（一部決定・不決定）通知書（様式第 10 号）により記念品登録申請者に通知するものとする。

４　市長は，前項で定める審査において，申請内容が次に掲げる各号いずれかに該当する場合，商品等の記念品登録を認めないものとする。

（１）鉾田市暴力団排除条例（平成２３年１２月９日条例第１３号）第２条第１号に規定する暴力団，同条第２号に規定する暴力団員，同条第３号に規定する暴力団員等の利益に供する恐れがある場合

（２）実店舗又はインターネット販売等において，３カ月以上の販売期間及び１件以上の販売実績を有していない商品等の場合

（３）商品等が，地元特産品であることが確認できない場合

（４）商品等が安定的な供給ができないことが明らかである場合。ただし，予め提供期間及び数量等の限定を明示している場合は除く。

（５）既に登録されている他記念品（以下「既記念品」という。）との競合が明らかであり，既記念品が申込件数の著しい減少等の不利益を被ることが予見される場合

（６）その他，市長が不適切と認める場合

（記念品登録申請の制限）

第 13 条　協賛企業は，１万円未満の寄附金額に対して進呈するに相当する価格の記念品の登録を申請する場合は，あらかじめ，１万円以上の寄附金額に対して進呈するに相当する記念品の登録を受けていなければならない。

（記念品登録の内容変更）

第14条　協賛企業は，登録されている記念品の内容を変更するときは，事前にふるさと鉾田応援寄附記念品内容変更許可申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定に基づく申請に要する様式等は，指定ポータルサイトにおいて各サービス提供者が指定する様式等により代えることができる。

３　市長は，前２項の規定に基づく申請があった場合はその内容を審査し，記念品の変更を許可又は不許可するものとし，ふるさと鉾田応援寄附記念品内容変更許可（一部許可・不許可）通知書（様式第 12 号）により，協賛企業に通知するものとする。

（記念品登録の取り消し）

第15条　市長は，第12条の規定により登録された記念品について，次の各号いずれかに該当する場合，その登録を取り消すことができる。

（１）当該記念品の登録申請の内容に虚偽があった場合

（２）協賛企業に市税等の滞納がある場合

（３）当該記念品を取扱う協賛企業が，第11条の規定により指定を取り消された場合

（４）協賛企業より，ふるさと鉾田応援寄附記念品登録取消届出書（様式第 13 号）の提出があった場合。ただし，指定ポータルサイトにおいて各サービス提供者が指定する様式等の提出により，これに代えることができる。
（５）その他，市長が記念品の登録を取り消すべきと判断した場合
２　市長は，前項の規定により記念品登録の取り消しを決定をした場合は，ふるさと鉾田応援寄附記念品登録取消通知書（様式第 14 号）により，協賛企業に通知するものとする。

（記念品の登録期間）
第16条　記念品の登録期間は，当該記念品の登録を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし，事前に市又は協賛企業より，記念品登録を取り消す旨の意思表示がない場合は，登録期間は自動的に１箇年更新されるものとし，その後においても同様とする。

（記念品の送付）
第 17 条　市長は，寄附者から記念品の申込みがあったときは，ふるさと鉾田応援寄附記念品発注票（様式第 15 号）により協賛企業に通知し，発注を行うものとする。ただし，事務代行業者が市から許可を受けた方法により発注を行う場合は，これに代えることができる。
２　前項の規定により発注を受けた協賛企業は，速やかに記念品を寄附者に送付するものとする。
３　協賛企業は，前項の規定による記念品の送付に際し，社会通念上適正と認められる範囲において，自社商品のパンフレット等を同梱することができる。ただし，同梱するパンフレット等はあらかじめ市長に提示し，その了承を得なければならない。
４　第２項の規定により生じた記念品の代金及び記念品の送付に関する費用は，市が負担する。

（実績報告）
第18条　協賛企業は，毎月の記念品の送付状況について，ふるさと鉾田応援寄附記念品送付実績報告書（様式第16号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし，事務代行業者が事務処理をする場合は，事務代行業者が市に提出する月報により，これに代えることができる。
（１）運送会社等へ配送を依頼した場合は当該配送伝票控えの写し，または受領書の写し
（２）請求書
（３）その他市長が必要とする書類
２　前項に規定する報告の期限は，記念品を送付した日の属する月の翌月の１０日までとする。

（個人情報の取扱い）
第 19 条　市長は，当該寄附者の氏名，住所，電話番号及びその他記念品の送付に必要な情報について，協賛企業並びに事務代表者に提供することができる。
２　協賛企業は，提供された寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに，記念品の送付以外の目的に使用し，又は第三者に漏らしてはならない。協賛企業でなくなった後においても，同様とする。
３　事務代行業者は，業務上取扱う個人情報について，業務の目的以外に使用し，又は第三者に漏らしてはならない。事務代行事業者でなくなった後においても，同様とする。

（補則）
第 20 条　この告示に定めるもののほか，事業の実施について必要な事項は，市長が別に定める。

附則

この告示は，令和５年６月１６日から施行する。

附則

この告示は，令和６年７月１８日から施行する。

附　則

この告示は，令和６年１２月１９日から施行する。